

週休 2 日推進工事（発注者指定型）で発注する工事

令和 7 年 11 月以降に発注する工事から、次のとおり週休 2 日推進工事（発注者指定型）での発注をします。

工事の優先度、現場作業時間の制約等、個別の事情がある場合は、週休 2 日推進工事（発注者指定型）に適さない場合があります。

工事区分		金額区分
土木系	土木一式、舗装、水道施設、造園、とび工	当初設計額 200 万円以上のもの
建築系	建築一式、 電気、管、解体、塗装、防水、機械設置	当初設計額 200 万円以上のもの

※ 基準となる金額を下回る場合は、週休 2 日推進工事には該当しません。